

Title	プラトーンの国家観と之れに対するアリストオテリーズの批評(一)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.4 (1921. 4) ,p.469(1)- 484(16)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學博士 堀江歸一著 ◆ 愈出來發賣 ◆

◆ 定價參圓貳拾錢 ◆
◆ 送料拾貳錢 ◆

労働問題の現在及將來

世上失業を呼ぶの聲漸く高からんとして労働問題研究の意義一段の重きを加へ來れり。著者本書の巻頭に題して曰く「妥協的政策は予の最も嫌厭する所、予は飽くまでも鬭争的職分を有する職工組合を我國に起し、大に労働者の利益を發揚したる後に於いて、資本家と云ひ労働者と云ふが如き階級的差別を撤廢する時の來るを促さん」として已まざるものなり。以て本書の精神を察知せしむ。いま全巻を通じて二百餘頁分の實質的大増補を施し、本文全部を改版してポイント組とし、體格亦一新して讀書界の久しき渴望に酬ふんす。眞に社會問題に留意せらるる諸家の劉覽を望むや切なり。

堀江 歸一著 經濟組織改造論

◆ 參圓五拾錢 ◆
◆ 送料拾參錢 ◆

東京 堀橋町 大隈三休橋南
大隈閣發行
振替 東京三六一八番
大隈二七一五五番

三田學會雜誌 第十五卷 第四號

論 說

プラトーンの國家觀と之れに對する
アリストオテリーズの批評 (二)

高橋 誠 一 郎

人間は自然の目的にして、理想は人間の目的なり。プラトーンは至高の善を快樂に求めずして、人間の神に對する最も完全なる近似に見出せり。斯くて彼れは其の「テアイテトス」に於て、快樂主義を攻撃すること頗る嚴烈にして、今や將さに快樂の逃避を勸奨せんとするの概あるを見るなり。然れども彼れは其の「フイレ

「ボス」に於ては、這般の極端論に反對し、美にして中和なるもののみ獨り善たるを得るを主張せり。彼れは總て無節度にして過大なるものを以て靈魂の疾患と思料せり、而して彼れは靈魂の健康を、洞察に依りて限定せられたる快樂、徳と一致せる幸福に於て見出せり。即ち徳は偏へに其れ自體の爲めに追求せらるるが故なり。而して神は「善」にして又た絶對の「正義」なるが故に、吾人は正義 (*dikaiosunē*) に於てのみ惟り神に近似するを得るなり。「諸惡の滅盡せしめらるるとは不可能なり、是れ常に善に反する或る物の殘存を免れざればなり。彼れ等は天堂に於ける (*οὐρανός*) 諸神の間に座すること能はざるが故に、已むを得ずして此の有生的衆生と此の娑婆世界とを廻りて徘徊するなり (*τοῦδε τοῦ τότου περιηροῦσι ἢ ἀδύνατοι*)。是に於て乎、吾人は出來得る限り、急速に地上より天空に飛び去らんことを努む可きものなり (*ὅλην εὐβουδίαν ἀεὶ εὐρέειν δεῖ τὰ ὑψηλότερα*)。而して天上に飛揚するは其の可能なる範圍に於て神の如く爲るに在り (*ὅλην δὲ οὐρανὸν τὰ δεξιὰ κατὰ τὸ δούλον*)。而して彼れの如く爲るは神聖、公正且つ賢明と爲るに在り (Theaetetus, 176.)。

神は凡ゆる點に於て不正なることなし、彼れは無缺の正道なり、而して吾人の中

に在つて最も正直なる者は、最も克く神に近似せるものなり (*ibid.*)。正義は根本的の徳にして三靈魂の各々に屬する諸徳の母なり。即ちそれは睿智若しくは理性 (*λογιστικόν*) に取りては思想の正確 (*sōphía, philosophia*)、意志若しくは精氣 (*θυμωδές*) に取りては勇氣 (*ἀνδρεία*)、感性 (*επιθυμητικόν*) に取りては節制 (*σωφροσύνη*) に存す。而して是れ等のものはそれ *ἡμῶν, δειλία* 及び *ἀκρατία* に對立す。智慧は心意の正義、勇氣は心胸の正義、節制は諸覺官の正義なり。祇虔 (*δεδότῃς*) は吾人が上帝との關係に於ける正義にして、概括せる正義と同義なり。人は正義を達得し、之れを通じて神の如く爲るが爲めには教養せられざる可らず。何人も自然に善なる者に非ざるが故に、眞個の徳は自然の賜に非ず、又た隨意の意向の所産にも非ず、然らば何人と雖も有意的に惡なるものに非ざるが故に、一切の者は有徳なる可ければなり。即ち教養は、道徳的本能の扶助者たらざる可らず、徳は教授せられざる可らず、斯くて教育は、プラトーンの倫理學に在て最も重要な地位を占むるなり (Johann Eduard Erdmann, *A History of Philosophy*, Eng. trans. ed. by Williston S. Hough, vol. I, 1898, p. 121.; Alfred Weber, *History of Philosophy*, Eng. trans. by Frank Thilly, 1900, pp. 98-99.; Wilhelm Windelband, *Plato* (J.

Conrad, Handwörterbuch der Statswissenschaften. VI. 1901, Ss. 93-4).

二

倫理上の問題と政治上のそれとは互に相關聯す。プラトーンは其の師ソクラテースと等しく、人は第一に自己の爲めに努力し、單に第二に社會の爲めに努力す可きものなりと信じたり (Symposium 216A)。善は惟り個人の徳に由り可能たらしめらるると雖も、而も人は孤獨にして上述せる徳を實現すること能はず。事物究竟の標的たる正義は惟り集合人若しくは國家 (polis) に於てのみ實現せらる。惟り善良なる國家のみ完全なる徳を容れて、之を可能ならしむ。良國に於ける倫理生活は思料し得る最高の徳行なり。プラトーンは國家を以て人間の擴張と觀たり、而して彼れは孤獨の個人に於て徳の體系を表示するを以て満足せず、是れ等のものが更らに大規模に於て認められ得可き國家に於て之れを考察せんとせり。斯くて彼れが個人に對する解説と國家に對するそれとの間に於ける並行論は隨處に之れを認むるを得るなり。人間の弱小は國家構成の原因なり。彼れは自足すること能はざるが故に、社會の内に住せざる可らず (Rep. II. 369 B-E)。這般の社會

は人間其の者の影像たる可きものなり。彼れに屬する諸能力は活動の適當なる界域を社會に於て發見せざるを得ず。プラトーンの理想國は前述せる靈魂の三部分に相當する三部分に分立せる階級を抱擁す (Rep. IV. 427 D-E)。第一は國家の睿智及び頭腦たる立法及び行政權を構成する哲學者即ち支配階級 (basileus) (Rep. IV. 428 D-E; Polit 293A, 294 A-E)。第二は國家の心胸たる武人、即ち戰鬪的階級 (stratopoi) 時に又た守護者 (thetes) と稱す、第三は人體の更らに低劣なる部分に限定せらるる感覺的靈魂に相當する商人、工匠、農民及び奴隸、即ち被役階級 (ypouparctoi) なり。 (Rep. II. 373 D-E) 智慧は支配階級に、勇氣は戰鬪階級に、而して彼れ等の爲めに思惟し戰鬪する上層二階級に従順なる限り、節制は勞働、商業及び奉仕階級に屬するなり。而して是れ等三個の徳の適當なる結合に於て國家の正義は見出さるるなり、即ちそは諸他の徳を總括せる徳なり。是れ等三階級は又た其れ其れ希臘、フエニシア及びスコラチの國民的特質に於て看出さるるを得可し。

プラトーンは斯くの如き階級の分離を分勞の原則の上に打ち建てたりと雖も、而も其の特殊の理由は少數のみが高尙なる政治的職能に對して教養せらるるの

能力ありと做すの確信に存するものなり、而して彼れは又た這般の職務に對する能力は概して相傳的のものあるを豫想せるが故に、(Rep. III. 415 f.)三階級の分離は種姓の區別に近似するなり。

是に於て乎、國家は其の國民をして最良なる父母に依つて最完全なる状態の下に出生せしむるの注意を怠る可らず。斯くて、吾人が守護者の妻は共同たる可く、又た彼れ等の子女は共同たる可く、而して如何なる親も彼れ自身の子を知らず、又た凡ゆる子は其の親を知らざらしむ可しとの定律を生ずるなり (Rep. V. 457.)。立法者は家屋、食事、體操を共にする男女の守護者を選抜し、而して彼れ等は互に相交接す可く、其の本性の必然に由りて吸引せらる可きものなり。這般の必然は幾何學的のそれに非ずして、戀人等の知悉し、而して庶民に取りては遙かに確實と強壓の程度大なる他種の必然なり。而してそは凡ゆる他のものと等しく整然たる體様に於て行はる可きものなり (Ibid. 458.)。而して又た兩性中の最良なるものをし、て他の最良なるものと出來得る限り屢々結合せしめ、劣等なる者は劣等なる者と出來得る限り稀れに結合せしめ、一方の結合の産兒は之れを養育するも、他の産兒

は之れを養育せざるものとす。是れ等の事は支配者のみ惟り知るの秘密たらざるを得ず (Ibid. 459.)。プラトーンは更らに進みて、人口の制限、兒童の處置、生殖年齢 (女子二十才より四十才、男子二十五才より五十五才)等を規定せり (Ibid. 460-461.)。

プラトーンは單に手段として國內に存するに過ぎざる最低の階級に對し殆んど何等の注意をも拂ふことなし。彼れは此の營利的民衆に關する立法及び司法は緊要ならざるものと思惟せり。第一及び第二階級間の分離は爾く廣大ならず。プラトーンは是れ等兩階級をして相互に變通せしむることを許容せり。而して其本原の心理的區分に於けると等しく、宛も理性は其の最高の發達に於ける勇氣に外ならざるが如く、彼れは武人中に在つて最年長且つ最良の者を以て支配者の地位と權力とに昇らしめたり。斯くて守護者の教育は、彼れ等に在つて銳氣が之れに特有なる精力を喪失することなくして克く理性を以て滲通せしめらるるが爲めに國家に由つて細心に整序確定せらる可きものなり。集合人即ち國家をして眞個の統一、即ち大規模に於ける個人を形成せしめんが爲めには、特殊の利益は一般の利益に融合し、家族は國家に吸収せられ、個人は所有者たるを廢せざる可ら

す。斯くて後ち子女は一個の大家族を形成する國家にのみ屬す可きものなり。國家は子女の父なり、國家は又た彼れ等を教育す。

三才に達する迄は、子女の教育は全然身體に對する注意より成る。三才より六才に亘りて、其の倫理的教育は神話の物語に由りて豫行せらる。七才より十才までは體操、十一才より十三才までは讀書、十四才より十六才までは詩藝、音樂、十六才より十八才までは數學、十八才より二十才までは軍事的演習を行ひ、二十才に達したる時、國家は其の青年の間に第一回の選抜を行ひ、軍事的生涯に適せる者及び政治の局に立つの資格ある者を選出す。後者は三十才に達するまで種々なる學問に就き十分なる研究を行ふ。三十才にして第二回の選抜行はる。最も傑出する所少き者は行政の從屬的任務に従事し、他は五年の間辯證法の研究を持續し、而して倫理學を以て彼れ等の教育を完成するなり。彼れ等が至高善の知識に誘導せられたる後ち、彼れ等は國家の最も高貴なる任務を引受くることを得るなり。國家は其の本質に於て娑婆世界に善性と正義とを具顯するを以て使命とせる教育的施設にして、従つて又た國家は教育の手段と爲り、善の爲めに使用せらるる場合に

を除きては、藝術其の者を許容することなかる可し。彼れ等にして五十才に達し、而して一切の諸物を照明する普遍の光明に靈魂の眼を上げて、絶對善を觀ざる可らざるの機に逢着せる時、彼れ等にして其の順位を待ちて國務に盡瘁するも、其餘時を以て哲學に没頭するものとせば、彼れ等は這個の儀型を國家内に實在せしむるの義務あるものなり。斯くの如き調整に由りて國家は善の觀念に指導せられたる無條件なる理性の支配に進ましめらる可し (Rep. VII, 536-540, Albert Schweigler, *Geschichte der Philosophie im Umriss*, Neue Ausgabe, von J. Stern, Ss. 125-6; Weber, pp. 100-101.)。

プラトーンは現存の狀態の下に在りては哲學者が政治に参加するの餘地を見出すこと能はず (Rep. VI. 488 A E)。¹理想國に於てすら斯くの如き参加は彼れが社會に提供する犠牲なりと看做せり (Ibid, VII. 519 C E, I 347 f, VI. 500 B)。²國家生活本然の目的は徳及び國民の幸福なり、其の主要なる使命は徳に於ける人民の教育なり (Gorg. 464 B f, 521 D f; Polit. 309 c; Rep. VI. 500 D, &c.)。既述せるが如く社會は初め物質的必要より發生せりと雖も、這般の必要の満足に限定せられたる社會は

克く國家の名に値するものに非ず (Rep. II. 372 D; Polit. 272 B)。凡ゆる眞個の徳は學問的知識及び哲學に存す。斯くて凡ゆる完全なる政體の第一條件は哲學の主權、換言すれば哲學者の支配なり (Rep. V. 473 C; Polit. 293 C)。這般の支配は絶對ならざる可らず、而して哲學は多衆の關心事に非ざるが故に、這般の統治は惟り其の能力ある少數者に委ねらるるを得るのみ (Polit. 293 A; Rep. IV. 428 D)。斯くの如くしてプラトーンの理想的國家の組織は何等の法規に由りて拘束せられざる貴族政治、換言すれば適當なる人物即ち哲學者の専制政治なり (Rep. IV. 428 E, 433 E; Polit. 294 A ff.; 297 A ff.; E. Zeller, *Outlines of the History of Greek Philosophy*, Eng. trans. by Alleyne and Abbott, 1905, pp. 158-9.)。

吾人が既に他の機會に於て論述せるが如く、プラトーンが私的家庭の廢止並びに男女同業の許容と併びて、最完全なる國家に在りて避く可らざるものと論じたる (Rep. III. 416 D-417 B; IV. 423 E, 424 A; V. 449-466) 財貨の共有は經濟上の難問を解決するが爲めに提唱せられたるものに非ず。彼れの主張せる共產主義は偏へに倫理的基礎の上に立つものにして、經濟的立脚地を有するものに非ず (拙著「經濟

學史研究」三六一-四三頁參照)。洵にプラトーンはアリストオテリーズの言の如く、勞作階級に對して共產主義を適用す可きや否やを論議せることなし (Pol. II. 5. 88)。是れ等大多數の民衆は依然として傳統的家族形態と舊來の經濟制度とを保持す可きものなる可し。洵に彼れは、其の上層階級の爲めに生活の資料を供給することを要求し、彼れ等に對して最も嚴重なる從屬關係に之れを置ける是れ等勞作階級の解放を擁護せんとするの傾向毫も存せざるなり。而して這般の關係を叙するに當り、彼れは「隸屬」なる語を用ふることをすら躊躇せざりしなり (彼れは此の語に依りて、民衆自身に取りて有益なる監督の状態以上に何等意味する所なかりしと雖も) (Rep. IX. 590 C, D)。此の種の階級に關しては毫も明確なる説明を與へらるることなし。プラトーンは默せり、而して彼れの沈黙は雄辯なり。彼れが理想國篇を繙き行く間に、吾人はアリストオテリーズと共に、彼れが全然下層階級を其の眼中に置くことなかりしを歎せざるを得ず。彼れは固より是れ等の階級が善く、而して正しく統治せらるるを欲したり、而も彼れ等を統治するの態度に關し何等の詳説を吾人に與ふるを忘却せるまでに彼れ等に對して興味を有するこ

と勘なかりしなり。吾人は偶々、彼れ等に對しても亦た嚴密に分勞を勵行す可きこと、並びに富は貧と等しく生産の能率を減退せしむるが故に、彼れ等の富裕を防遏せんとせることを認むるを得るのみ (Rep. II. 374 B, IV. 421 C)。國民經濟雜誌第三十卷第三號所載拙稿「希臘思想家の富に關する觀念」(參照) 其の他の點に關しては彼れは前述せるが如く、彼れ等を靈魂の最下の要素に比し、彼れ等自身の生涯を獨立且つ有利に指導すること、彼れ等に取りては不可能なりと宣言し、彼れ等が果して蔑視せられざるを得ざるや否やの問題に關與せずして、單に其の然る所以を論ずるを以て自ら満足せるなり (Theodor Gomperz, Greek Thinkers, a history of ancient philosophy, Eng. trans. by G. G. Berry, vol. III, 1905, pp. 106-107)。

而してプラトーンは其の眼前の雅興が特殊勢力の我慾に由りて滅亡しつつあるを感ずること愈々痛切なると共に、之れを其の根源に於て截斷し、人々をして彼れ等が其の成員たる全體の思想に養はれて彼れ等自身を忘却せしむ可き國家制度を案出するは彼れに取りて愈々急務なるを觀じたるなり (Erdmann, p. 125)。是に於て乎、プラトーンが理想國の一般的根本性は個人をして全般に對し、國家生活に

對して献身的奉仕を行はしめ、倫理的徳を導きて政治的徳に歸せしむるに存す。斯くて完全なる國家に於ては歡樂及び悲歎並びに眼耳及び手其の者すら一切萬事悉く皆な共同なる可きものなり (Rep. V. 462; Schweigler, S. 123; 前掲拙著四〇頁)。

三

人はプラトーンの國家を以て天才の頭腦に宿れる幻想なりと觀じ、人間社會に之れを實行すると不可能なる所謂理想に過ぎずと看做すの常なり。而してプラトーン自身すら斯くの如き見解を有せるものと做し、彼れは其の壯年客氣の作「國家論」に於ては單に國家組織の純潔なる理想を描出せんことを企圖したるも、而かも其の晩年老成の著「法律論」に於ては一般的意識の見地より實際的國家哲學を發表せるものなりと稱せらる。然れども斯くの如きは決してプラトーン自身の意見に非ず。彼れは自己の描寫せるが如き國家は之れを地上に建立すること不可能にして、單に之れに據りて哲學者が自己を教養す可き天上の原像なるを承認せりと雖も (Rep. IX. 592)。而も猶ほ彼れは之れを此の世に實現せしむるに努む可きを要求せり、而して彼れは斯くの如き國家を現實ならしむ可き條件及び手段を採

究し、斯くて又た多く人々の資性及び氣質の相異より發生せざるを得ざる缺陷に對する特殊の制度を預考せり。惟りイデアに於いて實と眞とを認めたるプラトーンの如き哲學者の眼にはイデア其の者より隔絶せる組織は不眞實に過ぎざるものとして顯れたるなり、而して彼れが其の實行不可能を意識して其の「國家論」を著せりと倣せる俗流の觀察は全然プラトーン哲學の立脚點を誤解せるものなり (Schwegler, Ss. 120-121)。

加之ならず、彼れによりて主張せられたる共產主義は個人的利益が公共の福利に従屬せしめられたる希臘の社會的事實より生じたる自然の結果に過ぎず、國家的干涉若しくは支配は當然の事實として承認せられ、價格の設定嚴重なる穀物交易の制規、貧民の利益を目的とせる富者の搾取及び鑛坑の如き大富源の公有の如きは毫も革命的の思想に非ずして、希臘の社會生活に一般普通なる事實なりしことは吾人の既に論述せる所なり (前掲拙著四七一八頁)。殊にスバルタに於ては彼れの理想國に於ける勞作階級に類似せるヘロット (εἰλωτῆς, εἰλωτῆς) 及びペリイサイ (περίοικοι) あり、會食團體あり、弛漫なる結婚の習俗あり、子女は其の幼少の時代には

國家の資産と爲り、貨幣の所有は本來禁止せられたりと傳へらるるに於て也や。

然れども彼れの理想國は、Zeller の言の如く、雷だにスバルタ及び古來屢々共產主義史上に顯著なる地位を與へらるるピタゴラス教團の配備の模倣、又は彼れをして憤怒の情に激せしめたる雅典に於ける民主政治の無節制に對する反抗のみに依りて説明せらる可きものに非ず。其の究竟の基礎は、彼れの體系全般の性質が哲學者をして人間存在の感覺的、個人的方面に於て、眞個の徳性に對する障礙以上何物をも認めしむるを拒み、而して理想實現の手段として之れを觀せしむるを防止するものあるの事實に存す (Outlines, p. 160)。即ち彼れの實體論に従へば、實在は感覺的物象即ち現象に屬するものに非ずして、イデア (εἶδος, ἰδέα) 若しくは是れ等の物象が模寫し、又た理性に依りて知覺せらるる儀型に屬するものなり。イデアは永遠の模範 (παράδειγμα) なり、感覺的事物は影像 (εἰκῶνα) なり、模倣なり、不全なる騰寫 (ἀπομίμησις, μιμήσις) なり。現象は單に其の理想的原型の性質を享有する範圍内に於てのみ眞實なり。而して其の不可視の世界に對すること、宛も太陽が現象的宇宙に對するに等しき至高のイデアは凡ゆる現體の第一且つ究竟の原因た

り、従つて又たそれが自然の放射に依りて創造せる現體其の者に對して優越し且つ先在せる善若しくは絶對の善性たるなり (Parmenides, 132; Timeus, 48. 49; Weber, p. 101.)。

(附記一) 吾人は曾つて本誌上に於て「古代及び中世に於ける共產主義的思想とトマス・モリアのユートピア」を論ずるに當り、希臘思想家の抱懷せる共產主義的思想を述べて、プラトンの「ポリタミア」に及び、第十三卷第四號所載、拙著「經濟學史研究」再録。今茲に之れを主題として取扱ふに當り、茲きに引用し、論述せる所は出來得る限り之れを反復することを避けたり。

(附記二) 「ポリタミア」は木村憲太郎氏之れを「理想國」と題して、其の「プラトオン全集」第二卷に譯載せり(明治三十九年發行)。又た近く田中萃一郎博士は雜誌「大觀」誌上に「プラトンの理想國」と題して其の論評を試みたり。洵に皮肉の間を穿てる博士一流のプラトオン觀と稱す可きものなり。(同誌第四卷第一號所載)。最近帝國大學助教授友枝高彦氏亦た其の「國家と理性」に於てプラトオンを基礎とせる國家觀を述べたり(國本第一卷第三號)。讀者諸君の參讀を乞ふ。

英國所得稅法改革に關する新研究 (下)

堀江 歸一

差別課税の問題

差別課税の主義と稱せられるのは、勤勞所得に對して、稅率を軽くし、財産所得に對して、之を重くするものに外ならない。兩種の所得は假令ひ其金額に於て同一であつても、納稅力に高低の差の存するとは、論を俟たないのであるから、差別課税の主義を稅法に採用することは、固より必要とする所である。而して現行法では此の主義は如何に適用されて居るかと云へば、二千五百磅以下の勤勞所得に限り、財産所得に對する稅額よりも、所得一磅に付き九片の減率を施すことの定めである。隨つて百三十磅から二千五百磅に至る諸階段の所得が財産所得であると、勤勞所得であるに依つて、稅額が違ひ、又其違ひ割合も所得の大小に依つて、大に異なるのである。其詳細は左に表示する所を見れば明であらう。